

## 第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地の利活用方針について

(令和2年2月7日市長決裁)

第一学校給食センター及び第二学校給食センター(以下「旧給食センター」という。)については、東大和市学校給食センターの供用開始に伴い、平成28年度に廃止された。旧給食センターの跡地については、既存建物の取扱い、当該土地の利活用に関する調査・研究を進めてきたところである。

これまでの調査・研究を踏まえ、旧給食センターの跡地の利活用方針を次のとおり策定する。

### 1 暫定的な利活用について

#### (1) 暫定的な利活用の手法について

旧給食センターの跡地の本格的な利活用に係る方針等を示すまでは、旧給食センターの跡地周辺の公共施設の再編等に備え、公民連携手法による民間等への貸付により暫定的な利活用を図るものとする。

#### (2) 暫定的な利活用を図る場合の既存建物、地下埋設物、残置された調理器具等について

暫定的な利活用の事業内容、経費削減等を総合的に勘案して検討する。

#### (3) 事業主体、事業内容等について

暫定的な利活用の事業主体及び事業内容の選定等の詳細については、旧給食センターの跡地周辺の公共施設の再編、経費削減等を総合的に勘案して検討する。

### 2 本格的な利活用について

本格的な利活用に係る内容等の詳細については、旧給食センターの跡地周辺の公共施設の再編、経費削減、公民連携手法の採用可能性等を総合的に勘案して検討する。

### 3 補足

社会情勢の変化、公共施設の再編等の状況から、民間等への貸付と比較して、より効果的な利活用の手法がある場合には、この方針を見直し、柔軟に対応することとする。